

## 鳥取県選挙管理委員会告示第19号

平成23年4月10日執行予定の鳥取県議会議員一般選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年鳥取県条例第32号）第1条第1項のポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成23年4月1日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

平成23年3月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子